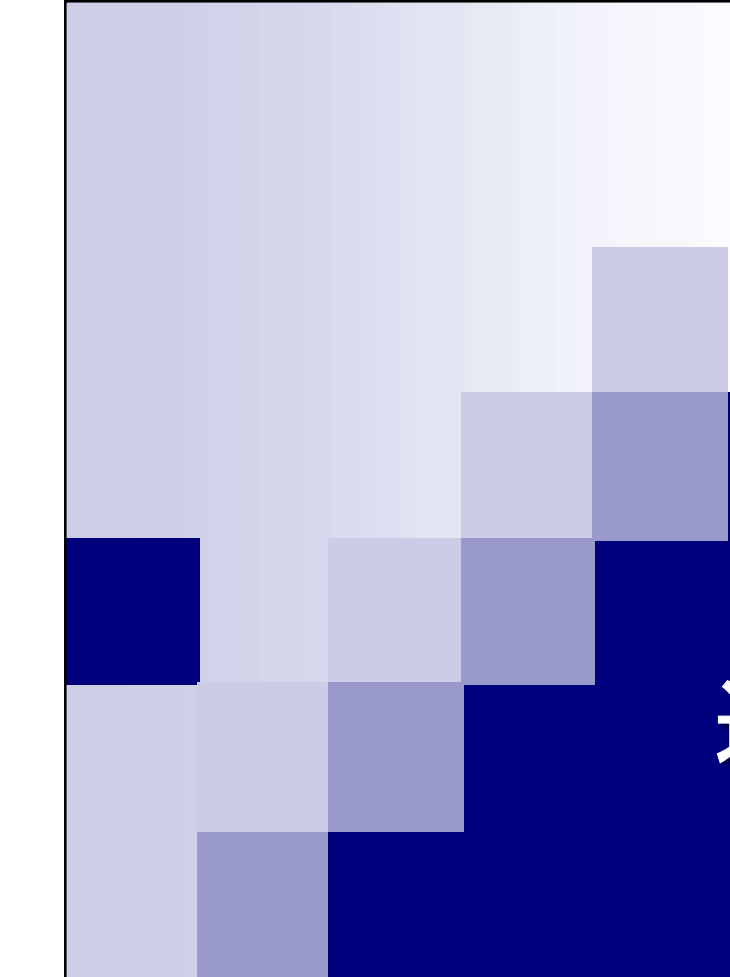
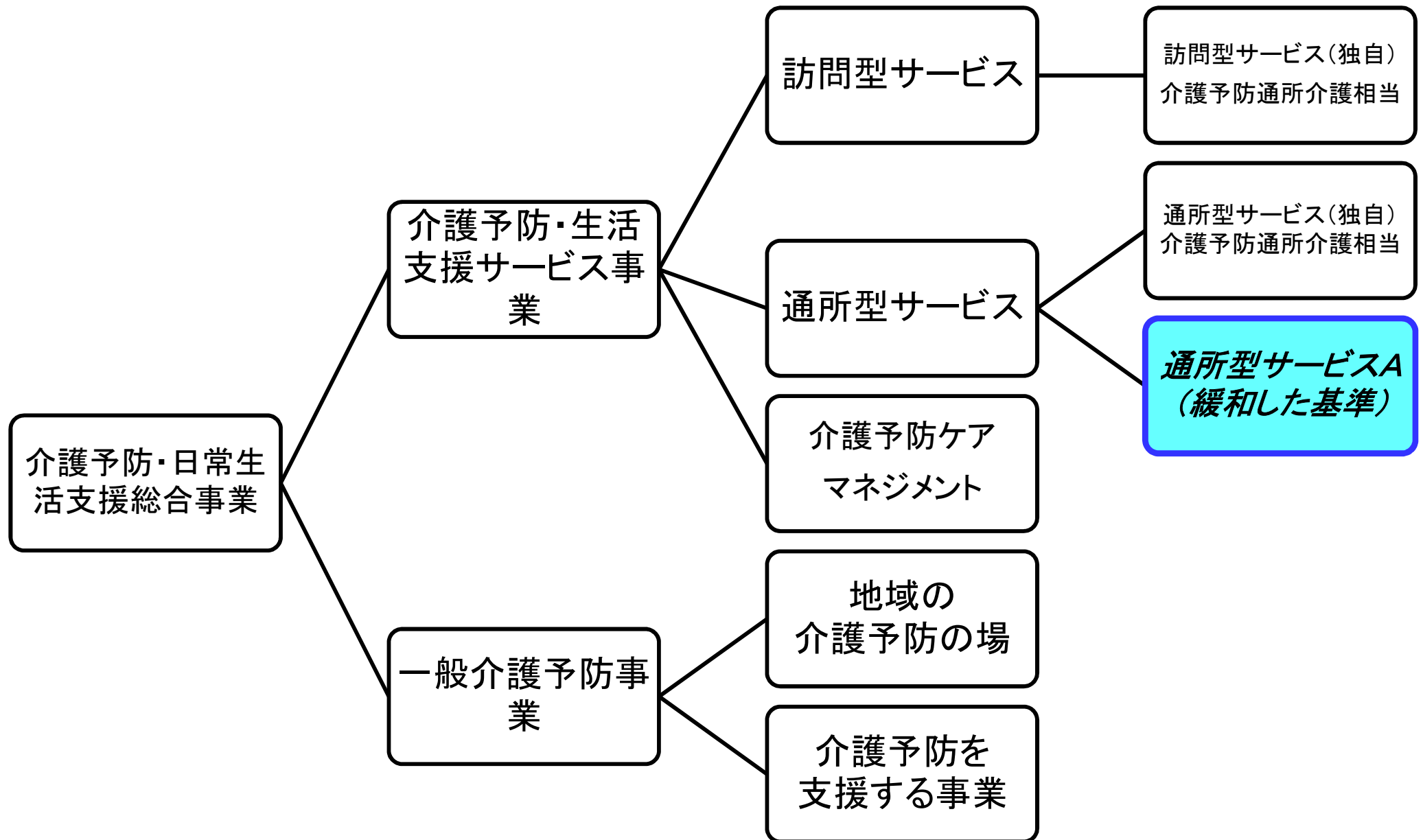




通所型サービスAの創設について

名取市健康福祉部
介護長寿課

名取市の介護予防・日常生活支援総合事業の概要





通所型サービスA創設の目的

平成29年から実施している名取市介護予防・日常生活支援総合事業について人員・設備等の基準を緩和することにより、サービス提供者の幅を広げ、多様なサービス提供体制を構築するため、緩和した基準による「通所型サービスA」を創設。

通所型サービスAとは

介護予防通所介護相当サービスを基に、人員・設備・運営等の基準を一部緩和したサービス

- ☞ 生活相談員・看護職員・機能訓練指導員の配置は不要
- ☞ 食堂、静養室、相談室、事務室の設置義務なし
- ☞ 利用時間は2時間以上3時間以内で従来相当サービスより単価が低い

要支援者・事業対象者のうち、多少の機能低下
はあるが、状態は安定しており日常生活は概ね
自立し、常時の専門職による介助を必要として
いない方



通所型サービスAのサービス内容

- 高齢者の閉じこもり予防や自立支援に資する通所事業
- 身体機能の低下予防のための運動や、交流を目的としたレクリエーション活動
- 入浴、排せつ、食事等の介助無し

想定されるサービス

- ・ミニデイサービス
 - ・運動
 - ・レクリエーション
- 等

「通所型サービス(独自)」と「通所型サービスA」の違い①

	通所型サービス(独自) ※介護予防通所介護相当サービス	通所型サービスA(基準緩和型)
	要支援1・2、事業対象者	要支援1・2、事業対象者
対象者	心身の状態が不安定等で専門職による介助や関わりが必要なケース等	多少の機能低下はあるが、状態は安定しており日常生活は概ね自立し、常時の専門職による介助を必要としていないケース
サービス内容	既存の通所介護事業所による食事・入浴等の基本的なサービスや個別機能訓練	○高齢者の閉じこもり予防や自立支援に資する通所事業 ○身体機能の低下予防のための運動や、交流を目的としたレクリエーション活動 ○入浴、排せつ、食事等の介助無し
送迎	あり	あり
サービス提供時間	1回 3時間以上	1回 2時間以上3時間以内
単位数 (基本報酬) 名取市の単価 1単位=10円	○事業対象者・要支援1(週1回の利用) 436単位/回 1,798単位/月(1月に4回を超える場合) ○要支援2(週2回の利用) 447単位/回 3,621単位/月(1月に8回を超える場合)	○事業対象者・要支援1(週1回の利用) 305単位/回 1,258単位/月(1月に4回を超える場合) ○要支援2(週2回の利用) 312単位/回 2,534単位/月(1月に8回を超える場合) ※通所型サービスの単位数の70%相当

「通所型サービス(独自)」と「通所型サービスA」の違い②

		通所型サービス(独自) ※介護予防通所介護相当サービス	通所型サービスA(基準緩和型)
人員基準	管理者	常勤・専従1 (支障がない場合、他の職務、他事業所の職務に従事可能。)	専従1 (支障がない場合、他の職務、他事業所の職務に従事可能。)
	生活相談員	専従1以上	設置義務なし
	看護職員	専従1以上 (利用定員10人以下では置かないことも可能)	設置義務なし
	介護職員	○15人まで 専従1以上 ○15人を超える部分 利用者1人に専従0.2以上	○15人まで 専従1以上 ○15人を超える部分 利用者1人に専従0.2以上 ※資格要件なし
	機能訓練指導員	1人以上	設置義務なし

「通所型サービス(独自)」と「通所型サービスA」の違い③

	通所型サービス（独自） ※介護予防通所介護相当サービス	通所型サービス A（基準緩和型）
設備基準	○機能訓練室(3.0㎡×利用定員以上) ○食堂、静養室、相談室、事務室 ○消火設備その他の非常災害に必要な設備 ○必要なその他の設備、備品	○サービスを提供するために必要な場所 (3.0㎡×利用定員以上) ○食堂、静養室、相談室、事務室の設置義務なし ○消火設備その他の非常災害に必要な設備 ○必要なその他の設備、備品

「通所型サービス(独自)」と「通所型サービスA」の違い④

	通所型サービス(独自) ※介護予防通所介護相当サービス	通所型サービスA(基準緩和型)
加算	あり	なし
減算	あり ○高齢者虐待防止のための研修等が未実施 ー基本報酬×1/100 ○非常災害時にサービス提供を継続するための計画策定等が未実施 ー基本報酬×1/100 ○送迎を行わない場合(片道につき) ー47単位	あり ○高齢者虐待防止のための研修等が未実施 ー基本報酬×1/100 ○非常災害時にサービス提供を継続するための計画策定等が未実施 ー基本報酬×1/100 ○送迎を行わない場合(片道につき) ー32単位

- ☞ 通所介護相当サービスと通所型サービスAのどちらを利用するか判断については、利用者の状態等を踏まえ適切なアセスメントに基づき行います。
- ☞ 同一事業所においても、通所介護相当サービスから通所型サービスAに変更する場合は、サービス種別が異なることから、プランの軽微な変更とせず、サービス担当者会議の開催等必要な手順を踏んでください。